

1. 本税制改正大綱の位置付け

産業競争力強化法(仮称) (※)

成長戦略・第三の矢「日本再興戦略」の実行計画を
策定するもの

- 産業の新陳代謝を図るための制度を創設

〔 先端設備投資の促進、ベンチャー投資の促進、
事業再編の促進 〕

連動



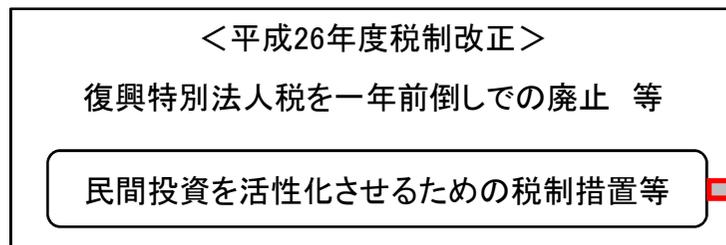
「民間投資活性化等のための税制改正大綱」

税制措置（設備投資、ベンチャー支援、事業再編等）

(※) 第185回秋の臨時国会(平成25年10月15日から平成25年12月6日の予定)で法案提出予定

2. 本税制改正大綱の公表時期

- 消費税率引き上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策として、民間投資を活性化させるための税制措置等を、通常の年度税制改正から切り離し、前倒しで決定することとなりました。



切り離し

H25.10.1

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」

引き続き検討

H25.12月中旬

→ 「平成26年度税制改正大綱」

3. 本税制改正大綱の主な内容

- 民間投資の活性化
- 民間企業等によるベンチャー投資等の促進
- 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応
- 中小企業対策
- 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進
- 所得の拡大

1. 改正の概要

*「産業競争力強化法」・「生産性向上設備等」はいずれも仮称です。

国内で一定規模以上の生産性向上に資する設備投資を行った青色申告法人は、新たに取得した設備等につき特別償却又は税額控除を選択できます。(新設)

【趣旨】

企業の設備が老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっているため、本制度の創設により生産性の高い設備、生産ラインやオペレーション改善のための設備投資を促す。

【適用要件】国内において、その法人の事業の用に供される下記①及び②に該当する設備等を取得した場合

① 産業競争力強化法に規定する下記の設備 (生産性向上設備等)

先端設備(※1,2)

最新モデル、かつ、生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たす設備等

(※1) 電子計算機やソフトウェアは中小企業者等が取得等するものに限る。
(※2) ソフトウェアは生産性向上要件不要

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

生産性向上について経済産業局の確認を受けた投資計画(投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)である計画)に記載された設備等

② 一定規模以上の設備

- (1) 機械装置
1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 工具・器具備品 例:冷房機器等、主にエネルギー効率向上に資する設備
それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
(それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度にその取得価額の合計額が120万円以上であるものを含む。)
- (3) 建物・構築物 例:断熱材等、主にエネルギー効率向上に資する設備
それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの
- (4) 建物付属設備
一の取得価額が120万円以上のもの
(一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上であるものを含む。)
- (5) ソフトウェア
一の取得価額が70万円以上のもの
(一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上であるものを含む。)

○産業競争力強化法の施行の日から平成29年3月31日までの間に生産性向上設備等を取得等し事業供用した場合に適用

【税制措置】

| 取得等した日 | 特別償却 | 税額控除(限度:法人税額の20%) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 産業競争力強化法の施行の日からH28.3.31まで | 取得価額×100%(普通償却含む) | 取得価額×5%(3%)(※) |
| H28.4.1からH29.3.31まで | 取得価額×50%(25%)(※) | 取得価額×4%(2%)(※) |

(※)建物及び構築物については、括弧書きに記載された割合

2. 実務上の留意点

- 対象は、青色申告法人(大法人を含む)である。
- 中小企業者等については、法人税の特別償却又は税額控除が法人住民税及び法人事業税に適用される。
中小企業者等以外は、法人税のみに適用される。
- 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において、適用期間中に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において特別償却等ができるものとする。
- 生産性向上設備等につき、中小企業者等投資促進税制の適用を受けられる場合には、次の理由により、その制度の適用を受けた方が有利となる。
生産性向上設備投資促進税制:5%の税額控除 < 中小企業者等投資促進税制:7%の税額控除(特定中小企業者等は10%)
- 法人の事業の用に直接供されるものが対象であり、本店・寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象となる設備から除かれる。

3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の成立・施行時期(平成26年1月下旬～2月上旬に施行予定)
- 産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等の内容
- 生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)の確認方法
- 投資計画につき、経済産業局の確認を受ける際の具体的な手続き

1. 改正の概要

*「産業競争力強化法」・「生産性向上設備等」はいずれも仮称です。

- 「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の適用期間が3年間延長されます。
- 対象資産である特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却又は7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除を選択できます。（中小企業者等も税額控除の適用可）

【趣旨】

中小企業者等投資促進税制を拡充し、適用期間を延長することで、わが国の地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍の支援と生産性向上設備への投資促進を図る。

| | 現行制度 | | 拡充された制度（生産性向上設備等の場合） | |
|----------------------|--|---------------------------|--|--------------------------|
| 適用期間 | H10.6.1～H29.3.31までに取得等 （適用期間を3年間延長） | | 産業競争力強化法の施行の日 ～H29.3.31までに取得等 | |
| 対象資産 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の機械装置 一定の工具器具備品 一定のソフトウェア 一定の車両運搬具 一定の船舶 | | <ul style="list-style-type: none"> 一定の機械装置 一定の工具器具備品 一定のソフトウェア ※上記のうち、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものに限る。 | |
| 特別償却 | 基準取得価額 × 30% | | 取得価額 × 100%（普通償却含む） | |
| 税額控除 （法人税額の20%限度） | <中小企業者等> 適用なし | <特定中小企業者等> 基準取得価額 × 7% | <中小企業者等> 取得価額 × 7% | <特定中小企業者等> 取得価額 × 10% |

（※1）生産性向上設備等については、生産性向上設備投資促進税制参照

（※2）中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出するものをいう。

（※3）特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等をいう。

○生産性向上設備等に該当するものの制度は、原則として、産業競争力強化法の施行日から適用

2. 実務上の留意点

- 生産性向上設備等に該当する場合の税額控除制度は、中小企業者等も対象となる。
- 平成26年4月1日前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合の制度適用を受けるときは、平成26年4月1日を含む事業年度において特別償却等ができるものとする。

3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の成立・施行時期(平成26年1月下旬～2月上旬に施行予定)
- 産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等の内容

1. 改正の概要

- 「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(※1)」の適用期限が制度一部変更の上、3年間延長されます。
- 増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超えるという条件を加えた上で、増加割合に応じて税額控除額が増加する仕組みになります。

【趣旨】

研究開発税制(増加型)について、試験研究費の増加割合に応じて控除割合が高くなる仕組みに変え、研究開発投資の一層の加速を促す。

(※1) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合(増加型)、又は、当該試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合(高水準型)に、試験研究費の総額に係る税額控除制度等とは別枠で一定金額を税額控除できる制度

| 内容 | 改正前 | 改正案 |
|--------------------------------|--|---|
| 判定基準 (①又は②のいずれかに該当する場合に適用可) | ①試験研究費の額 > 比較試験研究費(※2)の額 かつ 試験研究費の額 > 基準試験研究費(※3)の額 ②試験研究費の額－平均売上金額(※4)×10% | ①増加試験研究費の額(※5) > 比較試験研究費の額×5% かつ 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額 ②同左 |
| 控除限度額 (①又は②のいずれかを選択適用) | ①増加試験研究費の額×5% ②(試験研究費の額－平均売上金額×10%) ×超過税額控除割合 ①又は②による限度額: 法人税額の10%相当額 | ①増加試験研究費の額×30% (増加割合が30%未満の場合には、増加割合(※6)) ②同左 同左 |

(※2) 適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入された試験研究費の額を平均した額

(※3) 適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入された試験研究費の額のうち最も多い金額

(※4) 適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額

(※5) 試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額

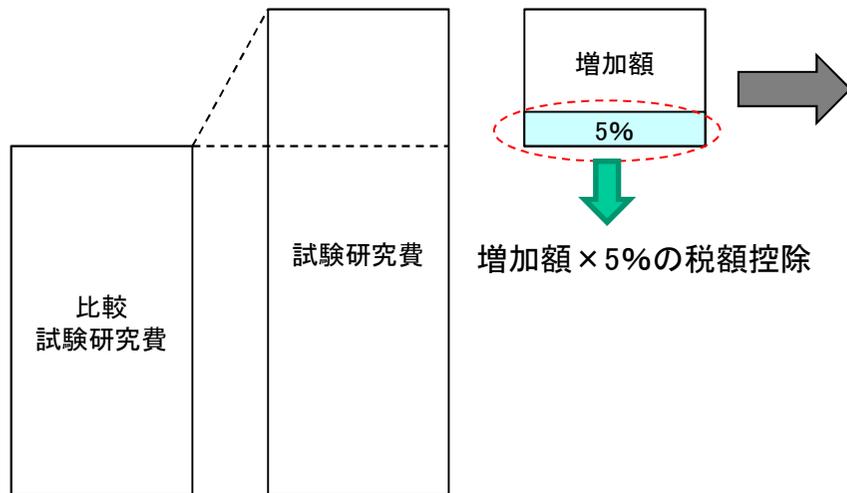
(※6) 増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合

○平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

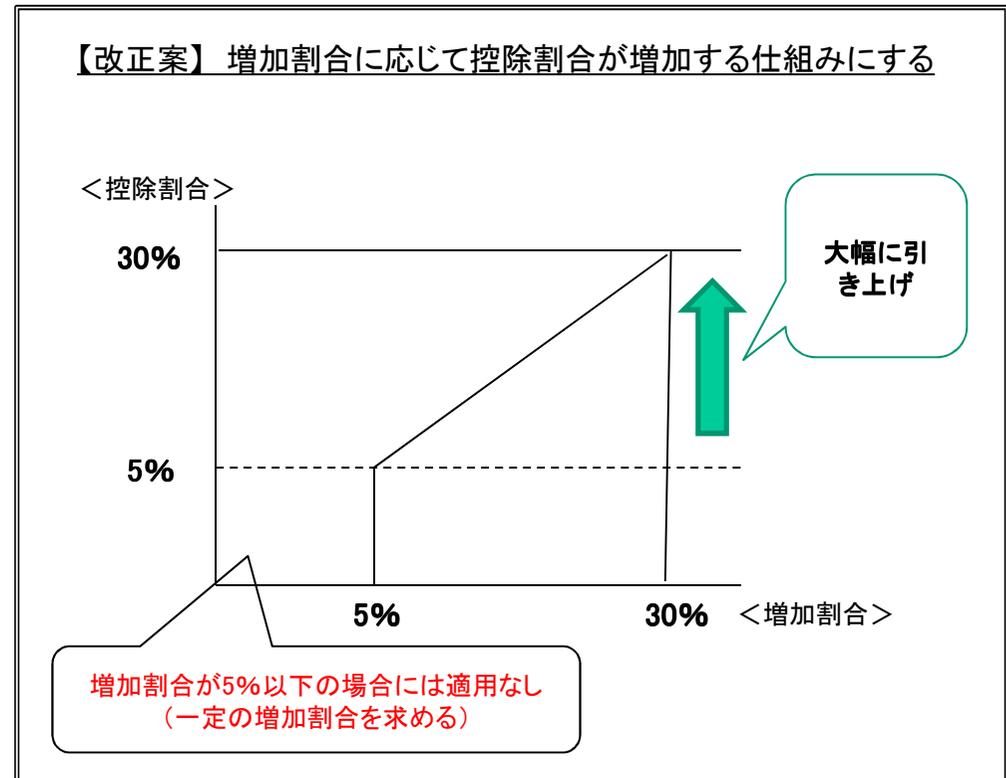
2. 実務上の留意点

- 増加型について改正前の制度は増加割合が5%以下でも適用されるが、改正後は5%超の増加が適用要件となる。
(軽微な増加では適用されない)

【改正前】



【改正案】 増加割合に応じて控除割合が増加する仕組みにする



改正案のイメージ図(出典:経済産業省資料(弊法人一部改))

1. 改正の概要

*「産業競争力強化法」・「特定新事業開拓投資事業計画」・「新事業開拓事業者」・「新事業開拓事業者投資損失準備金」はいずれも仮称です。

法人が一定のベンチャーファンドに出資し、ベンチャーファンドを通じてベンチャー企業の株式等を取得した場合において、一定額の投資損失準備金を積み立てたときは、その積み立てた金額をその事業年度に損金算入することが認められます。

【趣旨】

民間企業から事業拡張期のベンチャー企業への資金供給を拡大する目的で、ベンチャー企業の経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し、その出資の損失に備えるための税制上の支援措置が設けられる。

| 適用要件 | 税制措置 |
|--|---|
| <p>下記の全ての要件を満たす必要がある。</p> <p>①一定のベンチャーファンド(※1)を通じて、一定のベンチャー企業(※2)に出資した青色申告法人(※3)であること</p> <p>②ベンチャーファンドへの出資時期が、経済産業大臣の認定を受けた日以後であること</p> <p>③ベンチャー企業株式等の取得時期が、一定の期間(※4)内であること</p> <p>④一定の期間(※4)内の日を含む各事業年度終了の時に有するベンチャー企業株式等のその終了の時にける帳簿価額の合計額の80%以下の金額を、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てること</p> | <p>・<u>損金算入</u> 積立事業年度に 積み立てた金額を損金算入</p> <p>・<u>益金算入</u> 積み立てた事業年度の翌事業年度に 全額を益金算入</p> |

(※1) 産業競争力強化法に規定する特定新事業開拓投資事業計画について経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合。認定期間は産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの期間。経済産業大臣の認定には、ハンズオン支援(経営又は技術の指導等)を行うことや投資実績といった一定の要件が設けられる見込み。

(※2) 産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者。事業拡張期にある新規性を有する事業を行う中小企業を想定。

(※3) ベンチャーファンドの有限責任組合員に限り、その法人が適格機関投資家である場合にはそのベンチャーファンドに対する出資予定額が2億円以上であり投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時にけるその他有価証券の帳簿価額が20億円以上であるものに限る。

(※4) 経済産業大臣の認定を受けた日からベンチャーファンドの存続期間終了の日までの期間

○平成26年4月1日以後に終了する事業年度に適用

2. 実務上の留意点

- 投資事業有限責任組合(ベンチャーファンド)に対する出資の経理方法について注意が必要。
- 準備金の損金算入には、有価証券の評価損の損金算入のように回収可能性等の要件は別段設けられていない。
- 認定を受けた日以後の出資という記載がされているため、認定前にベンチャーファンドが出資済みの株式等には適用がないと考えられる。
- 準備金は、積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩し益金に算入されるが、継続保有している株式等については、毎期準備金の積み立てをすることで損金算入が可能と考えられる。(準備金の積み立て対象となるベンチャー企業の株式等は、各事業年度終了の時に有する株式等とされているため)

3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の成立・施行時期(平成26年1月下旬～2月上旬に施行予定)
- 産業競争力強化法に規定される特定新事業開拓投資事業計画の認定要件、及び、新事業開拓事業者の定義等

1. 改正の概要

*「産業競争力強化法」・「特定事業再編計画」・「特定事業再編」・「特定会社」
「特定事業再編投資損失準備金」はいずれも仮称です。

産業競争力強化法の認定を受けた法人が行う、一定の事業再編により取得した株式等について、一定額の損金算入が認められます。

【趣旨】

他社と経営資源を融合して成長が期待できる場合やグローバル市場での勝ち残りを目指す場合に、大胆な事業再編に踏み切る法人を税制面から後押しする。

| 適用要件 | 税制措置 |
|---|---|
| <p>下記の全ての要件を満たす必要がある。</p> <p>①産業競争力強化法に規定する特定事業再編計画の認定を受けた青色申告法人であること</p> <p>②積立期間内(※1)において、特定事業再編に係る特定会社の特定株式等(※2)を取得すること</p> <p>③その特定株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有していること</p> <p>④特定株式等の取得価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てること</p> | <p>・<u>損金算入</u> 積立事業年度に 積み立てた金額を損金算入</p> <p>・<u>益金算入</u> 積立期間終了後、5年間で 準備金残高を均等に益金算入</p> |

(※1) 積立期間 : 特定事業再編について認定を受けた日から10年を経過する日までの期間
(特定会社が3期連続で営業利益を出した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度までの期間)

(※2) 特定株式等: 設立時・設立後の金銭の払込み、合併、分社型分割又は現物出資に伴い取得する特定会社の株式又はその特定会社に対する貸付金に係る債権

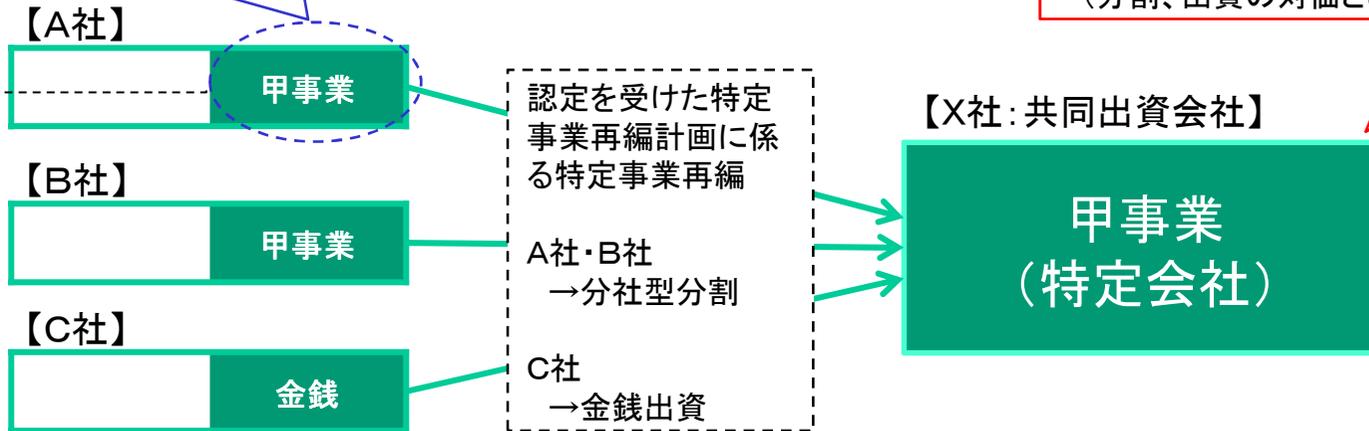
○平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用(※3)

(※3) 経過措置 : 平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に特定株式等の取得をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度においてその準備金相当額の損金算入ができる。

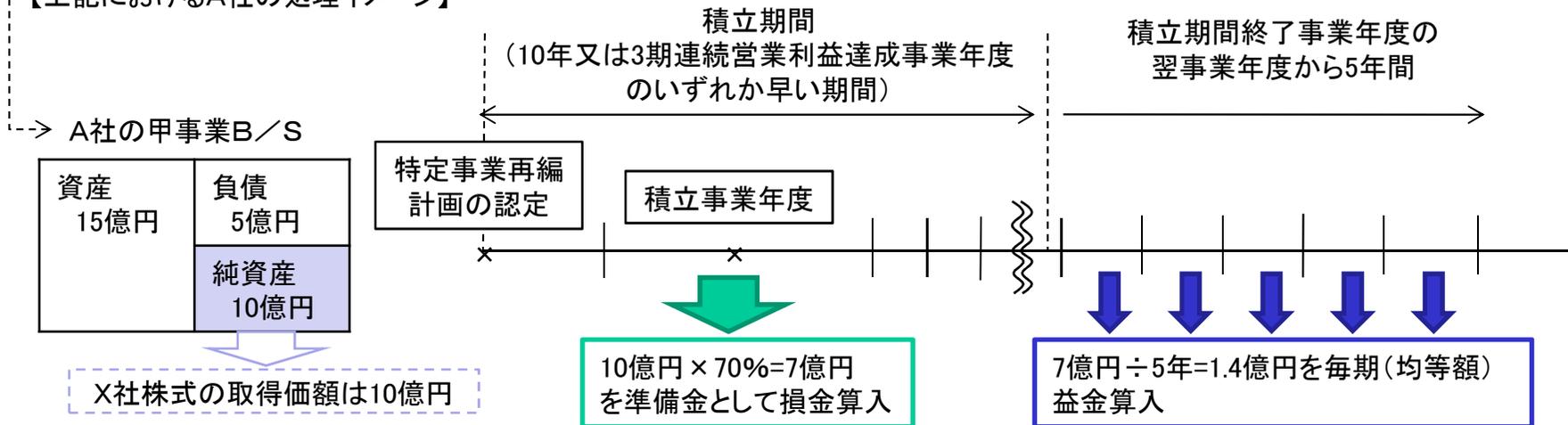
イメージ図

・甲事業は競争が激しく利益率が低い。
・欧州勢が高い競争力を有する。

A社・B社は甲事業部門を切り出し、C社は
金銭出資をすることで、競争力の強化を実現
(分割、出資の対価として株式発行)



【上記におけるA社の処理イメージ】



2. 実務上の留意点

- 金銭出資や合併、分割等による株式の取得のみならず、貸付金にも適用できる。
- 株式等の取得価額は、特定事業再編をした最初の事業年度において、その事業再編前からその事業年度終了の日まで引き続き保有している株式等の取得価額を含めることができる。(下記例参照)
- 準備金の取り崩し開始時期が特定会社の業績により異なるため、留意が必要である。
- 事業再編で含み損のある資産を切り出す場合に、その組織再編が税制非適格再編であれば、含み損の実現と準備金の損金算入の両方が認められることになる。
- 登録免許税の軽減措置も設けられている。
- 大企業同士の再編だけでなく、中小企業の活用も見込まれる。(下記例参照)

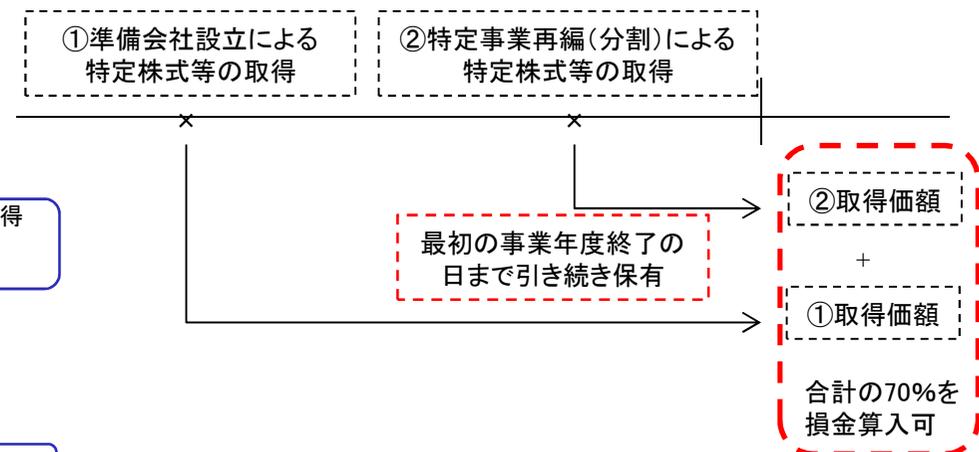
【中小企業で想定される活用例及び損金算入の対象となる特定株式の範囲(出典:経済産業省資料 弊社一部改)】

(具体例) 地方の中小メーカーと
大手半導体製造装置メーカーの統合

- 地方の中小メーカー(京セミ)が、自社の球状太陽電池事業を分離し、大手半導体製造装置メーカー(日立ハイテクノロジーズ)からの出資を仰ぐことで、球状太陽電池の製造販売を行う会社を立ち上げ。
- 日立ハイテクノロジーズが単なる金銭出資にとどまらず、京セミに対して人材支援、マーケティング支援、製品共同開発支援を行い、事業を軌道に乗せるために尽力し、業容拡大中。



【左記例による京セミの損金算入可能額】



(注)適用要件判定の対象となる株式は、②の特定株式

3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の成立・施行時期(平成26年1月下旬～2月上旬に施行予定)
- 産業競争力強化法における特定事業再編計画の内容及び認定要件
- グループ組織内でも適用可能かどうか(趣旨を考えると不可)
- 損金算入に係る経理要件(税効果会計への影響、取崩しに係る会計基準)
- 貸付金に係る債権の範囲(社債が含まれるかどうか等)
- 積立期間内において、特定事業再編後に特定会社に対する貸付等を行った場合の本制度の追加適用の可否
- 特定株式等の譲渡や貸付金の返済を受けた場合の特定事業再編投資損失準備金の取扱い
(譲渡した特定株式等に係る準備金のみ取り崩し? 全額取り崩し? 等)

1. 改正の概要

一定の青色申告法人が、その耐震改修対象建築物(※1)の部分について行う耐震改修(※2)により取得等したその耐震改修対象建築物の部分について、一定の特別償却が認められます。(新設)

【趣旨】

防災力の向上など国民の安全・安心のため、公共的施設への投資を促進する目的から、企業の投資行動を税制面で支援する。

| 適用法人 | 適用要件 | 特別償却額 |
|--|--|----------|
| 青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成27年3月31日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震診断結果報告を行ったもの(一定のものを除く)。 | 平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修対象建築物を取得等した場合 | 取得価額×25% |

(※1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適格建築物のうち、耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの(同法の要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物)をいう。

(※2) 地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合することとなるものとして、地方公共団体の長、指定確認検査機関、建築士による証明がされたものをいう。

○平成26年4月1日から耐震診断結果報告を行った日以後5年を経過する日までの間に行う耐震改修に対して適用

2. 実務上の留意点

- 適用対象となる建築物は、不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、店舗等)や都道府県が指定する防災拠点となる建築物(官公庁等)などに限定されるため、対象範囲に留意が必要である。

1. 改正の概要

一定の要件を満たす固定資産について、固定資産税の税額の一部又は課税標準が減額されます。(新設)

【趣旨】

下記設備への投資については、防災対策、環境政策推進の観点から、税制面で支援する。

| 項目 | 要件等 | 減額金額 | 適用期間 |
|--------------------|---|---|--|
| 税額の減額 | | | |
| 耐震改修を行った既存家屋 | 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合(その旨を市町村に申告したものに限る。) | 改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額の額×1/2(補助対象改修工事費の2.5%を限度) | 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に行う改修工事 |
| 課税標準の減額 | | | |
| 浸水防止用設備 | 水防法に規定する浸水防止計画に基づき、浸水の防止を図るために一定の固定資産を取得した場合 | 最初の5年間、価格に3分の2を参酌して一定の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 | 平成26年4月1日から3年間 |
| ノンフロン製品 | ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)が対象 | 最初の3年間、価格に4分の3を参酌して一定の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 | 平成26年4月1日から3年間 |
| 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車対象 | 最初の3年間、価格の2分の1 | 平成26年4月1日から、特定特殊自動車の定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間(一定の場合には、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間) |

1. 改正の概要

- 所得拡大促進税制の適用期間が2年間延長されます。
- 適用要件の給与等支給増加率が適用年度に応じた割合になります。
- 適用要件の平均給与等支給額の比較方法が変更されます。

【趣旨】

日本経済の真の再生のためには、企業の収益が、賃金の上昇や雇用の拡大につながっていく好循環を実現することが重要である。このため、この税制について、企業にとってより使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促すものにする。

| | 改正前 | 改正案 |
|------|---|--|
| 適用期間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度 | 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度 |
| 適用要件 | $\text{雇⽤者給与等支給額}(\ast 1) \geq \text{基準雇⽤者給与等支給額}(\ast 2) \times 105\%$ | $\text{雇⽤者給与等支給額} \geq \text{基準雇⽤者給与等支給額} \times \text{適用年度に応じた割合}$ <p>適用年度に応じた割合 (イ)平成27年4月1日前に開始する適用年度…102% (ロ)平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…103% (ハ)平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…105%</p> |
| | $\text{平均給与等支給額}(\ast 3) \geq \text{比較平均給与等支給額}(\ast 4)$ | $\text{継続雇⽤者}(\ast 5) \text{の平均給与等支給額} > \text{継続雇⽤者の比較平均給与等支給額}$ |
| | $\text{雇⽤者給与等支給額} \geq \text{比較雇⽤者給与等支給額}(\ast 6)$ | 改正なし |
| 控除額 | 給与等支給増加額の10%を法人税額から控除 限度額は法人税額の10% (中小企業者等の場合は20%) | 改正なし |

- (※1) 国内雇用者(法人の使用人(一定の者を除く)のうち国内の事業所に勤務する雇用者)に対する給与等の支給額
- (※2) 平成25年4月1日以後開始事業年度のうち、最も古い事業年度開始日の前日を含む事業年度の雇用者給与等支給額
- (※3) 雇用者給与等支給額(一定の給与等を除く)を、適用事業年度における給与等月別支給対象者(一定の者を除く)の数の合計数で除した金額
- (※4) 適用年度の前期の雇用者給与等支給額(一定の給与等を除く)を適用年度の前期の給与等月別支給対象者(一定の者を除く)の数の合計数で除した金額
- (※5) 適用年度及びその前期において給与等の支給を受けた国内雇用者(一定の者を除く)をいう。
- (※6) 適用年度の前期の雇用者給与等支給額

○平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用

2. 実務上の留意点

平成26年4月1日を含む適用年度において改正後の制度を適用しており、以下の要件を満たす場合には、以下の金額をその適用年度の税額控除額に上乗せして法人税額から控除することができる。合わせて、控除上限額についても、経過事業年度の期間に応じ上乗せされる。

【要件】

経過事業年度において、改正後の要件の全てを満たすこと。

※経過事業年度とは平成25年4月1日以後に開始し平成26年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度をいう。

【法人税額から控除することができる金額】

経過事業年度において、改正後の規定を適用して算出される税額控除額